

IV. 出願に際しての注意事項（全研究科・専攻共通）

全員、必ず最後まで読んでください

出願される方は該当する課程・専攻・入試経路のページおよび以下の注意事項をよく読み、出願書類を提出してください。提出書類に不備があると受験できなくなることがあります。十分注意し、出願期間に余裕をもって提出してください。

出願をする前に、まずは受験資格や受験方法を確認してください

受験資格のページをよく読み、受験資格をご確認ください。不明な場合はお問い合わせください。

Q. 私は「留学」の在留資格をもっています。この資格があれば全ての専攻に出願が可能ですか。

A. ほぼ全ての専攻に出願が可能です。経済学研究科の社会人入試、経営学研究科の社会人入試には出願できません。

Q. 私は現在「留学」の在留資格をもっており、日本の大学で非正規課程の学生として勉強しています。法政大学の修士課程や研修生へ出願できますか。

A. その「非正規課程」の身分がどの区分に当てはまるかによって、出願の可否が異なります。特段の事情がある場合を除き、他大学での非正規生の在学期間を含め、専ら聴講によらない研究生・研究員などの在学期間の上限は通算「2年間」であり、専ら聴講による教育を受ける科目等履修生・研修生・委託研修生などの在学期間の上限は通算「1年間」です。なお「非正規課程」には日本語学校は含まれません。

したがって、出願時において既に他大学で研修生等として専ら聴講による教育を受けている場合は、本学の研修生へ出願することはできません（修士課程への出願は可能ですが、研修生との併願はできません）。

※特段の事情とは一般に病気・怪我等にて通学できない状況になります。どのようなケースが特段の事情として認められるか、ご自身の区分が「専ら聴講によるもの」なのかどうか不明な場合は、直接入国管理局へお問い合わせください。

Q. 秋季入試で不合格でした。春季入試に出願はできますか。

A. 可能です。ただし、提出書類は転用できませんので、証明書等の原本も含めた全ての書類を再度提出してください。なお、どうしても原本の提出が難しい書類についてはご相談ください。

Q. 私は現在法政大学の研修生ですが、再び研修生入試に出願することはできますか。

A. 現在本学の研修生である場合は、研修生への出願や併願制度への出願はできません。併願制度を「希望しない」として修士課程へ出願してください。

Q. 秋季入学はありますか。

A. ありません。秋季入試で合格した場合も、入学は2019年4月からです（情報科学研究科、理工学研究科、イノベーション・マネジメント研究科を除く）。

Q. 秋季入試（もしくは第1回目入試）で多数の合格者がいた場合、春季入試（もしくは第2回目入試）を実施しない可能性はありますか。

A. ありません。合格者数にかかわらず、予め定められた入試日程に則って試験を実施します。なお、入試日ごとの募集定員や合格者数の速報値については回答できかねますのでご了承ください。

（次頁へ続く）

■研修生および、修士課程と研修生の併願制度について

〔研修生とは〕

本大学院修士課程への進学を目指し、その準備教育として入学を希望する方が対象です。期間は1年間で、在留資格が「留学」の外国人留学生は、入管法により年間を通じ、週10時間以上の履修登録が必要です。

〔研修生との併願制度とは〕

修士課程入試で不合格になった方を対象に、修士課程入試結果を使って、同時に研修生としての合否判定を行う制度です。合格の場合、研修生として1年間、在学することができます。希望する場合は、出願時に入学志願票（入学試験面接カード。様式2）の所定欄に併願についての選択をしてください。「希望する」「希望しない」のいずれも選択されていない場合は希望しないものとみなします。

検定料は併願の場合でも35,000円です。なお、出願後の変更は一切認められません。

※全ての研究科・専攻で実施しているわけではありません。志望する研究科・専攻に併願制度があるかどうかは、入試日程（4～6ページ）の「研修生併願制度」欄や各研究科・専攻のページをご確認ください。

■身体に障がいのある方へ

受験上および修学上特別な配慮を必要とする場合には、出願締切1か月前までにお問い合わせください。

次に、出願書類をそろえてください

■出願書類への記入について（各様式は大学院HPにも掲載しています）

- ・記入は黒サインペンまたはボールペンで、楷書にて読みやすく記入してください。摩擦により消えるタイプの筆記具（フリクションボールペン等）や鉛筆は使用しないでください。
- ・書類への記入を誤ってしまった場合は、新たに書き直すか、修正液や修正テープで修正してください。
- ・「手書きで記入すること」と指定していなければ、PCやワープロを使用しても構いません。

Q. 提出書類のうち論文について、ファイリングや製本をする必要がありますか。

A. 入試要項において特に指定がない場合は、ご自身でご判断ください。

■外国人志願者の方へ

- ・提出する「住民票」は在留資格および在留期間が明記されているもの（省略されていないもの）であり、さらに、マイナンバー（個人番号）が記入されていないものをご提出ください。
- ・日本に住所登録がない場合（短期滞在ビザでの入国等）は、パスポートの写し（写真および旅券番号がわかるページとビザのページ、ビザ免除国に該当する場合は出入国印が押印されているページ）を提出してください。

決められた出願期間内に出席してください

■検定料の納入について ※一度納入された検定料は、事由の如何にかかわらず返還できません。

1) 入学検定料の納入について（日本国内から振り込む場合）

検定料35,000円を出願期間内に、銀行振込・コンビニ収納・クレジット支払いのいずれかにより納入してください。

- ① 銀行で振り込む場合、巻末にある本学指定の様式1（A・B）を使用して、電信扱いで振込みをしてください。支払った後、様式1（受験票送付用住所）の所定の欄にも出納印を押印してもらってください。※取扱銀行出納印1、2、3全てに押印してもらってください。

なお、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口では振込みできませんのでご注意ください。

- ② コンビニ収納およびクレジット支払いを利用する場合は「コンビニエンスストアまたはクレジットカードでの入学検定料支払方法」を参照し、納入してください。

2) 入学検定料の納入について（海外から送金する場合）

海外からでもクレジットカードでお支払いいただけます。「コンビニエンスストアまたはクレジットカードでの入学検定料支払方法」のオンライン決済を参照ください。

Q. 検定料を出願期間よりも前に納入できますか。

A. やむを得ない事情がある場合を除き、出願期間内に納入してください。なお、出願期間を過ぎての納入は一切認められませんのでご注意ください。

■出願書類の提出（郵送）について

- ・出願は締切日の消印有効とします（厳守、一部必着扱いの書類は除く）。郵送時は出願期間に余裕をもって「速達・簡易書留」（普通郵便ではありません）で提出してください。
- ・出願期間内に提出書類一式を全て揃えて郵送（速達・簡易書留）してください。所定の封筒に入りきらない場合は、任意の封筒や箱でも結構です。
2019 年度入試要項（一式）を入手された方は所定の封筒により提出してください。大学院HPから指定書式をダウンロードされた方は各自で封筒をご用意の上、同じくダウンロードした封筒貼付用紙を貼付して提出してください。
- ・提出書類は返却しないので注意してください。また、一度提出した書類の差替えはできません。

出願書類提出後から受験当日まで

■受験票について

受験票は速達郵便で郵送します。試験日の集合時間や場所を記載していますので必ず確認し、試験当日に持参してください。なお、出願書類の到着後、受験票を発送するまでには一定のお時間をいただきます。

試験日の3日前になっても届かない場合はご連絡ください。

Q. 受験票送付用住所（様式1-1）に記入する住所は、職場や実家・親戚宅など自宅以外でもよいですか。

A. 自宅以外でも結構です。確実に届く住所を記入してください。

また、確実にご自身に届くよう「〇〇様方」「〇〇気付」などの書き方としてください。

■合格発表について

一次合格発表については、各専攻ページに時刻が記載されておりますが、こちらは予定時刻です。

また最終合格発表は、インターネットで行い電話や掲示での発表は行ないませんのでご注意ください。

その他

■個人情報の取扱いについて

出願にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報は、「入学試験実施（志願者データ作成含む）」「合格発表」「入学手続」に関連する業務を行なうために利用します。業務は、その一部を法政大学が委託した業者（受託業者）により行なわれる場合があります。個人情報は、受託業者に対しても適正な管理を行なうようにいたしますので、あらかじめご了承ください。個人情報の管理等については、「法政大学個人情報保護規程」に基づき適切に取扱います。

■学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患した場合

入学試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、麻疹、水疱瘡等）に罹患し治癒していない場合は、他の受験生や監督者等への感染の恐れがありますので、受験をご遠慮願います。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。なお、上記により受験をご遠慮いただいた場合でも、追試験等の特別措置及び入学検定料の返還は行いません。試験当日の体調管理については十分に注意してください。

■よくある質問について

Q. 昨年度の志願者数・合格者数を知りたいです。

A. 大学院HPおよび入試要項144ページにデータを掲載していますのでご参照ください。

Q. 過去問題集はどのように入手できますか。

A. 前年度の問題集を大学院事務部の窓口で配付しています。なお、前年度受験者がいなかった場合、また、口述試験のみで筆記試験を行なっていなかった場合は、問題は掲載されていませんのでご注意ください。

Q. 出願する前に「入学後の希望指導教員」に事前に連絡する必要がありますか。

A. 各研究科・専攻のページ「■希望指導教員への連絡について」を参照してください。

Q. 口述試験とはどのようなものですか。過去問題はありますか。

A. 口述試験の過去問題はありせん。形式は各研究科・専攻によって異なりますが、一人あたりの試験時間は主に約 20 分、面接委員は 4～5 名のケースが多いようです（専攻の担当教員全員が出席するケースもあります）。また口述試験では、大学院で研究計画に沿って研究を行ない、論文をまとめる力があるかどうかを、提出書類などを参照しながら質問し判定します。研究者・高度職業人としての資質を見ますので、単に「いろいろと勉強してみたい」というだけでは不十分と思われます。

Q. 外国人ですが、「留学ビザ」の取得について教えてください。

A. 入学試験に合格し入学手続が完了した方に、入学許可書を発行します。その後の「留学ビザ」取得手続きはすべて個人で行っていただきます。詳細は入国管理局へ確認してください。

なお、大学で書類を発行するのはあくまでも入学手続を完了した方が対象です。受験にあたって受験票は発行いたしますが、証明書は発行いたしませんのでご注意ください。

各研究科・専攻の開講形態について（参考）

法政大学大学院には 3 つの開講形態があります。

- ・ 昼間開講

（授業は昼間のみで、夜間の授業はありません。昼間に通学できる人が対象です）

- ・ 昼夜開講

（昼間と夜間両方に授業があります。昼間と夜間のどちらかを選ぶコースではありません）

- ・ 夜間開講

（平日 2～3 日の夜間通学と土曜日の通学によって修了を目指すカリキュラムです。土曜日は夜間に加え昼間も授業があります）

各研究科・専攻がどの開講形態に該当するかは、別冊『法政大学大学院入学案内 2019』や法政大学大学院 HP を参照してください。

例えば「社会人入試を実施している専攻なので夜間通学のみで修了できる」「昼夜開講なので夜間に開講されている科目だけを選んで修了できる」ということはありません。開講形態をよくご確認ください。出願をしてください。

また、今年度（2018 年度）の授業時間割およびシラバスは法政大学大学院 HP からご覧いただけますので、入学後の通学スケジュールをシミュレーションする際の参考としてください。

各キャンパスの授業時間は以下のとおりです。

	市ヶ谷キャンパス	多摩キャンパス	小金井キャンパス
1 時限	9:00～10:40	9:25～11:05	9:00～10:40
2 時限	10:50～12:30	11:15～12:55	10:50～12:30
3 時限	13:10～14:50	13:45～15:25	13:20～15:00
4 時限	15:00～16:40	15:35～17:15	15:10～16:50
5 時限	16:50～18:30	17:25～19:05	17:00～18:40
6 時限	18:35～20:15	-	-
7 時限	20:20～22:00	-	-

【注意】各種証明書の提出について

■**証明書はいずれも原本を提出してください。**

特に指定のない場合はコピーの提出は不可ですのでご注意ください。

再発行が不可能な証明書等の原本については、出願前に大学院事務部の窓口で確認を受けるか、証明書のコピーとそのコピーが正しいことの公証書を提出することで、原本に代えます。

■**原本の返却が必要な場合は、再発行が不可能なものに限り、返却（返送）が可能です。**

- ・ どの証明書を返送希望か記載したメモ
 - ・ 返送先住所および氏名を明記した返送用封筒（郵送料分の切手を貼ったもの）
- これらをご用意いただき、出願書類提出時に同封してください。

■**証明書の「厳封」は不要です。あらかじめ開封し証明書の内容をよく確認のうえ、提出してください。**

■**証明書の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明するもの（戸籍抄本等）1通を提出してください。**

■**外国の大学を卒業した場合（見込みを含む）**

成績証明書、学士学位取得証明書などは、英語または日本語のものを提出してください。

提出が困難な場合は大使館等の公的な機関で、自分で用意した英訳または日本語訳の証明書の翻訳が正しい（内容が一致している）ことの公証書を発行してもらい、証明書原本と翻訳文と公証書を合わせて提出してください。

※**証明書が日本語または英語で書かれている場合**

証明書が原本であることをよく確認し、そのままご提出ください。

※**証明書が日本語または英語ではない場合**

証明書原本（日本語、英語以外）1通 + **翻訳（日本語もしくは英語のものを自分で用意）1通** + **大使館・公証処（日本の公証役場は不可）での公証** を全て揃えて提出してください。

■**外国の大学院を修了した場合（見込みを含む）**

修了証明書、成績証明書、学位取得証明書などは、英語または日本語のものを提出してください。

提出が困難な場合は大使館等の公的な機関で、自分で用意した英訳または日本語訳の証明書の翻訳が正しい（内容が一致している）ことの公証書を発行してもらい、証明書原本と翻訳文と公証書を合わせて提出してください。

※**証明書が日本語または英語で書かれている場合**

証明書が原本であることをよく確認し、そのままご提出ください。

※**証明書が日本語または英語ではない場合**

証明書原本（日本語、英語以外）1通 + **翻訳（日本語もしくは英語のものを自分で用意）1通** + **大使館・公証処（日本の公証役場は不可）での公証** を全て揃えて提出してください。

■**編入学・転籍・転部・学士入学をしている場合は、前籍の証明書も必要となります。**

編入学等をする前に在籍していた学校（前籍）の種別や卒業の有無により提出物が異なります。

なお、転籍・転部している場合は転籍・転部前の学部学科の「成績証明書（1通）」を提出してください。

前籍の種別	卒業／修了	卒業証明書	成績証明書	学位取得証明書
大 学	している	1 通提出 (日本の学校に限る)	1 通提出	1 通提出 (外国の学校に限る)
大学院	している	1 通提出	1 通提出	1 通提出 (外国の学校に限る)
大学／大学院	していない (退学など)	—	1 通提出	—
短期大学／専門学校	卒業の有無にかかわらず	—	1 通提出	—

■**修士課程志願者で、複数の大学あるいは複数の学部（専攻）を卒業している場合（見込みを含む）**

卒業したすべての大学・学部（専攻）を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「卒業（見

込) 証明書(日本の大学卒業・卒業見込の場合のみ)」「学士学位取得(見込) 証明書(外国の大学卒業・卒業見込の場合のみ)」を提出してください。

■**修士課程志願者で、既に他大学院を修了している場合(見込みを含む)**

卒業学部の証明書だけでなく、修了大学院の「成績証明書」「修了(見込) 証明書」「修士学位取得(見込) 証明書(外国の大学院修了の場合のみ)」も提出してください。また、修了した大学院が複数ある場合には、そのすべてについて出願書類の学歴欄に記入し証明書を提出してください。

■**博士後期課程志願者で、複数の大学院を修了している場合(見込みを含む)**

修了したすべての大学院を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「修了(見込) 証明書」「修士学位取得(見込) 証明書(外国の大学院修了の場合のみ)」を提出してください。

■**博士後期課程志願者で、法政大学の学部卒業だが修士課程は他大学院を修了している場合(見込みを含む)**

修士課程(他大学院)の証明書だけでなく、法政大学の学部「卒業(見込) 証明書」も提出してください。これにより、法政大学の出身者(自校)であることが証明されます。

<重要> 中華人民共和国の教育機関出身の大学院志願者のみなさまへ(証明書提出について)

出身の教育機関から英語または日本語による証明書が発行できない場合には、以下の方法で出願書類をそろえてください。なお、各機関によって取り扱う証明書が異なります。自分に必要な書類は何か、書類の発行には何日かかるか、事前によく確認し余裕をもって準備してください。

◆「証明書原本」「翻訳文(日本語もしくは英語のものを自分で用意)」を用意し中国国内の各地方の公証処(各地方の司法局に認定された機関)で手続き「公証書」を入手する。

◆中国政府教育部学歴認証センター(CHSI。中国・北京市。日本国内からの郵送申請も可能)で認証手続きを行い「学歴認証報告書(英語版)」や「成績認証報告書(英語版)」を入手する。

◆中国政府指定 CHSI 学歴・学籍認証センター日本代理機構で認証手続きを行い「学歴認証報告書(英語版)」や「成績認証報告書(英語版)」を入手する。

◆中国国内(中国・北京市)の CDGDC(中国教育部学位与研究生教育发展中心)で認証手続きを行い、学歴や成績・学位に関する「認証書」を入手する。

※中華人民共和国駐日本国大使館及び総領事館では平成 24 年より公証業務を行いません。
(大使館からの通知内容)

「中華人民共和国駐日本国大使館及び総領事館では、中国国内で発行された卒業証書及び成績表等の関係文書のコピーと原文一致、翻訳文と原文一致の公証を発行しているが、平成 24 年 8 月 1 日からは、これらの業務を行わないこととする」

■**よくある質問について**

Q. 日本の公証役場で公証をしてもらいました。この公証書は出願書類として使用できますか。

A. 日本の公証役場での公証(公証書)は、翻訳の内容を証明するものではないため使用できません。

Q. 証明書の翻訳を、翻訳会社や日本語学校に依頼しました。出願書類として使用できますか。

A. それだけでは使用できません。さらに大使館や公証処等の公的な機関での公証の提出が必要です。

Q. 学位取得(見込) 証明書には「課程の種類」や「学位の種類(〇〇学学位、など)」の記載が必要ですか。

A. 課程の種類(学士/修士/博士/専門職、など)は記載が必要ですが、学位の種類(〇〇学学位、など)の記載は任意です。